

教 県 第 4 4 7 号
令和 4 年 8 月 3 0 日

各市町村教育委員会教育長
各 県 立 学 校 長
各 教 育 事 務 所 長 } 様

埼玉県教育委員会教育長

「学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則」の一部改正について（通知）

「学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（令和 4 年埼玉県教育委員会規則第 1 6 号）」が令和 4 年 8 月 3 0 日に公布され、別紙のとおり令和 4 年 1 0 月 1 日に施行されることになりました。

改正の概要等は下記のとおりです。

記

1 改正の概要

男性職員の育児参加のための休暇の対象期間を、「当該出産の日後 8 週間を経過する日まで」から「当該出産の日以後 1 年を経過する日まで」に拡大した。

2 施行期日

令和 4 年 1 0 月 1 日

担 当：県立学校人事課

学事・働き方改革担当 吉田

電 話：0 4 8－8 3 0－6 7 3 5

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年埼玉県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第二十号中「後八週間」を「以後一年」に改める。

附 則

この規則は、令和四年十月一日から施行する。

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則 新旧対照表

(傍線の部分は、改正部分)

新	旧
学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則 第一条～第十一条 (略) (特別休暇) 第十二条 条例第十五条の県教育委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。 一～十九 (略) 二十 学校職員の妻が出産する場合であつてその出産予定日の六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)前の日から当該出産の日以後一年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校教育就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する学校職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における五日の範囲内においてその都度必要と認められる期間 二十一～二十五 (略) 2・3 (略) 第十三条～第二十四条 (略) 別表 (略)	学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則 第一条～第十一条 (略) (特別休暇) 第十二条 条例第十五条の県教育委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。 一～十九 (略) 二十 学校職員の妻が出産する場合であつてその出産予定日の六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)前の日から当該出産の日<u>後八週間</u>を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校教育就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する学校職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における五日の範囲内においてその都度必要と認められる期間 二十一～二十五 (略) 2・3 (略) 第十三条～第二十四条 (略) 別表 (略)